

役員等報酬規程

社会福祉法人 清風会

社会福祉法人 清風会

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人清風会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬、退職手当及び通勤手当（以下「報酬等」という。）について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬及び退職手当を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、退職手当は支給しない。

2 常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職手当については、別表第2に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、法人給与規程第15条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 通勤手当については、通勤する役員等に対し通勤に要する実費に相当する額

(旅費の支給)

第5条 役員等が職務のため出張したときは、法人旅費規程に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(法人職員給与との併給)

第6条 法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、この規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月21日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その直前の金融機関営業日とする。
 - (2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後1ヶ月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日、土曜日及び休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規程にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを切り捨てる。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

なお、「役員報酬等に関する規程」(平成22年4月1日施行)は、平成29年3月31日をもって廃止する。

この規程は、令和 6年 7月 1日から施行する。

別表第1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	年俸 8,400,000円 以内の額
常務理事	年俸 7,200,000円 以内の額
常勤理事	年俸 6,000,000円 以内の額

※ただし、この規程の第6条に該当する場合は、給与規程に基づく職員給与を支給するものとする。

別表第2（常勤役員等の退職手当算定式）

最終報酬月額×在任年数に基づく支給乗率

- ・在任年数の1年未満は切り捨てる。
- ・「最終報酬月額」及び「在任年数に基づく支給乗率」は、社会福祉施設職員等退職手当共済法に基づく独立行政法人福祉医療機構退職共済制度の計算基礎額及び支給乗率（普通退職）に準ずる。

別表第3（非常勤役員等の報酬）

業務内容	日額
理事会、監事監査、評議員会等への出席 その他、法人業務のための出勤	10,315円